

国立市立学校における
働き方改革推進実施計画
【改訂版】

令和3年1月
国立市教育委員会
(令和8年3月補訂)

1 作成の目的

児童・生徒の健やかな成長を支える学校教育を推進するためには、国立市立学校教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要になる。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や改訂学習指導要領による教育活動の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。一方、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

国立市教育委員会では、市立学校の教員一人一人が職務に従事できる環境を整備し、働き方改革を推進することで、学校教育の質の維持向上を図るために、「国立市立学校における働き方改革推進実施計画」を作成する。

2 実施計画の位置付け

国立市立小・中学校が、所属職員の働き方改革を進めるために、各学校がその実態に応じた取組ができるよう、服務監督権者である国立市教育委員会として、各学校の取組の指針となる実施計画を策定する。

この実施計画は、東京都公立学校教員としての任命権者である東京都教育委員会が作成した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、国立市立学校教員の服務監督権者である国立市教育委員会が実施計画を作成するものである。

なお、東京都教育委員会が作成する「学校における働き方改革推進プラン」は、東京都立学校に対する実施計画であることを受け、国立市教育委員会が作成する「国立市立学校における働き方改革推進実施計画」との整合性を図る。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）の施行に伴い、新たに同法第8条の規定に基づく計画としても位置付けるものである。

3 改定の経緯

平成29年度に実施した都内公立学校教員の勤務実態調査の結果、長時間教員の長時間労働の実態が明らかになったことから、平成30年2月、東京都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、本プランに基づ

き、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、教育の質の維持向上を図ることとした。本プランでは、いわゆる過労死ライン相当の勤務実態となっている教員が多数存在している状況に鑑み、多様な取組を総合的に講じることとした。それを受け、平成30年3月に国立市教育委員会では検討委員会を設置し、「国立市立学校における働き方改革推進実施計画」を策定した。

平成31年1月、文部科学省は学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を各教育委員会に通知し、教育職員の勤務時間の上限の目安を示した。その後、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（「給特法」）」の改正が行われ、文部科学大臣は上記ガイドラインで示された勤務時間の上限を「公立学校の教育職員の業務量の適正な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として定め、これを告示した。また、令和2年1月、東京都教育委員会は文部科学省のガイドラインを受け、「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」を示した。国立市教育委員会では、「給特法」の改正に基づき、令和2年3月に「国立市立学校の管理運営に関する規則」を改正し、同規則第25条に国の指針に基づき教職員の業務量の適切な管理を行うものとするを規定するとともに、東京都教育委員会の「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」を参考にしつつ、国の指針に基づく「国立市立学校における働き方改革推進実施計画【改訂版】」を策定した。

令和7年6月、給特法等一部改正法が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることとなった。同法の附則第3条の規定に基づき、政府は、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間（1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間）を平均30時間程度に削減することを目標としており、これを踏まえ、国立市立学校教育職員の1箇月時間外在校等時間についても、数値目標を以下のとおり改めることとした。

4 働き方改革の目標

国の指針等を受け、国立市教育委員会は、国立市立学校における働き方改革に向け、当面の目標を以下のとおり設定する。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ① 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を教育職員の平均で、令和11年度までに、30時間程度にする

② 教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下にする

(2) ワーク・ライフ・バランス等に関する目標

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
- ② 仕事と仕事以外の生活とのバランスについて満足度（満足している教員の割合）を80%以上にする
- ③ 教員としての仕事に働きがいを持つ者の割合を80%以上にする
- ④ 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにする

5 具体的な働き方改革の取組の方向性

東京都教育委員会の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を踏まえ、国立市立学校における働き方改革の取組の方向性を、以下の6点として計画し、具体的な対策を講じていく。

- (1) 在校等時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 業務改善を支える環境整備
- (4) 教員を支える人員体制の確保
- (5) 部活動の負担を軽減
- (6) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

6 働き方改革の具体的な取組内容

6点の具体的な働き方改革の方向性にそって、現在までの国立市立学校における働き方改革の取組を継続するとともに、新たな今後の取組を実施する。

- (1) 在校等時間の適切な把握と意識改革の推進
校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるように、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

【現在までの取組】

国立市立学校に勤務する教員の出退勤管理は、令和2年4月から導入した校務支援システムを活用して行っている。また、「ノー残業デー」や「ノー部活デー」を設定、長時間労働改善への工夫をしている。夏季休業日中は、連続5日間の休暇促進週間を設定し、教員の日直を置かず警備員の配置で対応することで、休暇の取得を促進している。

【今後の取組】

- ① 国立市立学校は、在校等時間データを基に、管理職が教員の働き方の実態の把握、校務分掌の見直しを行うとともに、教員自身が業務の進め方を見直す。
- ② 国立市教育委員会及び国立市立学校は、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスに関する魅力ある研修を実施する。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図る。

また、学校における業務改善についても併せて進める。

【現在までの取組】

国立市立学校では、教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図っている。また、校務支援システムの導入により様々な書類が相関性をもって作成できるとともに、中学校での成績処理についてはデジタル採点システムにて効率的に作業できるようになっている。更に、学校教材費や行事費等を含めた学校徴収金の集金・管理を口座振込等の方法に変更し、より安全で効率的な事務が行えるようにしている。

国立市教育委員会では、各種会議や調査・報告の削減に取り組んでいる。

【今後の取組】

- ① 国立市教育委員会並びに国立市立学校は、PCを積極的に活用したペーパーレスの会議、決裁手続簡素化のためのはんこレス等の業務改善を推進する。
- ② 国立市教育委員会は、現在の会議・研修会、調査をあらためて見直すとともに、オンライン会議、オンライン研修会を推進するための環境整備を行う。

(3) 業務改善を支える環境整備

- ① 校務のクラウド化が可能となる次世代型校務支援システムを整備するため、東京都の校務支援システムの共同調達に向けた調整を進める。
- ② 授業準備、教材作成、文書作成支援を補助する生成AIやICTツールの効果的に活用できる環境を整備する。

(4) 教員を支える人員体制の確保

東京都教育庁の人事制度を活用した教員の増員や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、市費負担会計年度任用職員の配置、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や組織力を強化する。

【現在までの取組】

国立市教育委員会では、スマイリースタッフ、特別支援学級指導員、学校司書等多くの市費負担支援員等を配置し、学校の教育活動の向上を図っている。また、市費負担支援員の維持・向上を図るとともに、学校の組織力向上のため、全校にスクールサポートスタッフ及び家庭と子供の支援員を配置し、教員の業務支援を行うとともに、多くの学校に副校長補佐を配置し、副校長業務の負担軽減を図っている。

国立市立学校では、学校経営支援部を設置しての校務改善、専門性のある地域人材の活用、教員を目指す学生のティーチングアシスタント等を活用している。また、教育活動の一層の充実を目指して、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進を進めている。

【今後の取組】

- ① 国立市教育委員会は、副校長補佐を全校に1名ずつ配置できるよう検討する。
- ② 国立市立学校は、教育活動の一層の充実を目指して、学校運営協議会等を活用した地域の理解促進のための取組を推進する。

(5) 部活動の負担を軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から中学校部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図るため、部活動の地域展開を推進する。

【現在までの取組】

国立市立中学校では、顧問教諭に代わって部活動の指導を担う部活動指導員を雇用するとともに、技術指導を担える外部指導員を可能な限り活用できるように必要な予算を確保してきた。部活動の運営にあたって

は、生徒や教員の負担過多にならないよう、週当たり2日以上部の活動の休業日を設けている。

部活動の地域展開については、令和7年度から、土日の活動の一部地域移行する取組を開始し、調整がついた部活動から移行を進めてきている。

【今後の取組】

文部科学省部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおいて、令和8年度から令和10年度までが「改革実行期間」と示されたことを踏まえ、TWCPE スポーツアカデミーとの連携を中心とした土日の地域展開を進めていく。併せて、部活動指導員及び外部指導員の活用を継続し、教員の部活動に係る業務を可能な限り軽減できるようにしていく。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

教員が仕事と家庭を両立する、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の改善や休暇制度の積極的な利用ができるよう支援を行う。

【現在までの取組】

国立市立学校では、「ノー残業デー」や「ノー部活デー」を設定し、長時間労働改善への工夫をしている。また、管理職は各校の実態に合わせて校務改善の目標を設定し、推進している。

【今後の取組】

① 国立市立学校は、政府が示す、1箇月時間外在校等時間の平均時間を教育職員の平均で、令和11年度までに、30時間程度にすることを目標として、各学校の「学校における働き方改革目標」を設定し、教職員が共通理解し取り組むようにする。

また、引き続き教員が自己申告書の自由意見欄等を活用して、働き方改革への個々の考え方を管理職と共有した上で、改善に向けて取り組んでいく。

② 国立市教育委員会として、国立市立小・中学校長会と連携して、保護者や地域への働き方改革への理解と協力を求めるためのあらたな発信をしていく。

③ 次世代型校務支援システムの東京都自治体共同調達に向けた調整を進め、教職員が場所にとらわれずに働ける環境整備を目指す。

7 働き方改革についての理解促進

学校における働き方改革を進めるには、教員の長時間労働を改善することが、学校教育の質の向上につながることに付いて、教員、保護者や地域社会等の理解・啓発を進める必要がある。

働き方改革を進めることで、勤務時間後の電話対応や学校での話し合いの時間等、現在対応している時間等に制約が生じることが考えられる。

国立市教育委員会は、国立市立小・中学校長会と連携して、教員、保護者や地域、市民へ学校における働き方改革の取組の理解を促進するための啓発活動を進める。

8 実施計画の評価と見直し

国立市教育委員会は、本実施計画の取組の着実な実行を図るため、国立市立学校の教育職員の在校等時間の状況等を把握・公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

また、国立市立学校の管理職等からのヒアリング等で検証し、必要に応じて実施計画の見直しを図る。